

長期脱炭素電源オークション募集要綱 (応札年度:2024年度) に関する意見募集の結果について

2024年8月30日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 今年度開催予定の長期脱炭素電源オークションに向けて、「容量市場 長期脱炭素電源オークション 募集要綱（応札年度:2024年度）」と、「長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款」の案について、意見募集を行った。（実施期間：2024年7月17日～7月30日）
- 本日は、意見募集の結果についてご報告する。

■ 今回の意見募集は、「容量市場長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度:2024年度）」と「長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款」の2点を対象としている。

関連文書等		概要		公表状況	
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～28年度向け：公表済	
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～25年度向け：公表済	
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2023年度応札：公表済	
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済	
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～27年度向け：公表済	
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～26年度向け：公表済	
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載		
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載		
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2024年度向け：公表済	
		実需給期間中 リクワイアメント 対応(安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ))(発動指令電源)編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載		
		実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載		
	容量抛出金対応編	・容量抛出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載			

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	・ 参加登録申請の手順、提出書類等について記載	2024～25年度向け：公表済
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・ 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	
		長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・契約締結編	・ 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等	2023年度応札：公表済
		その他は必要に応じ発行予定		必要に応じ公表予定
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・ 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済

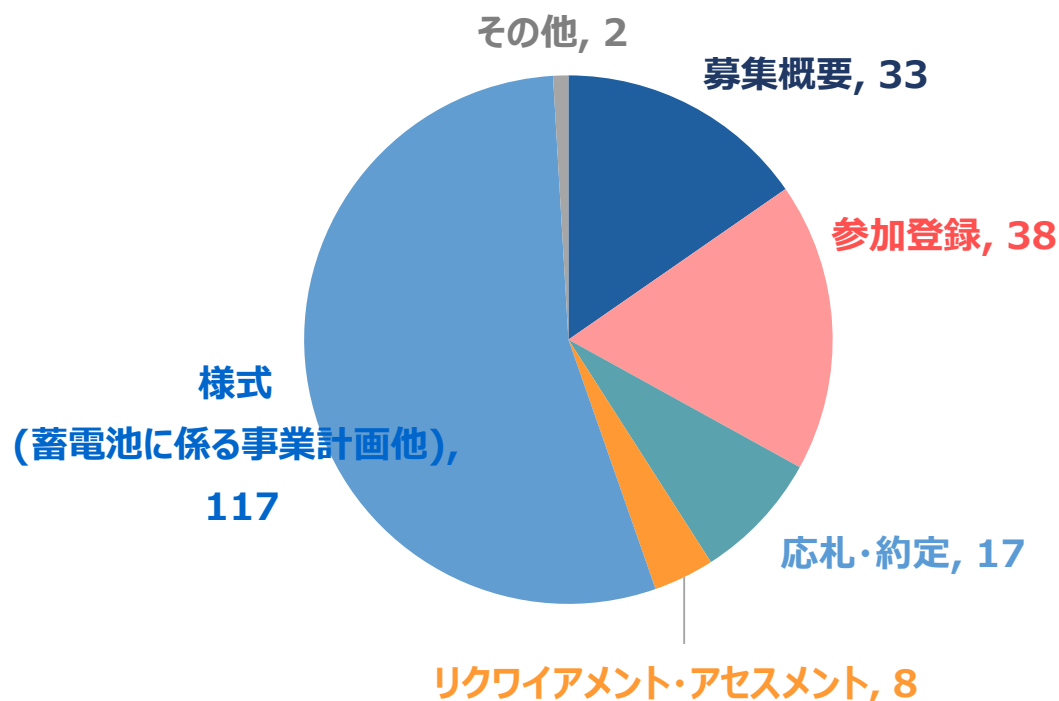
※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

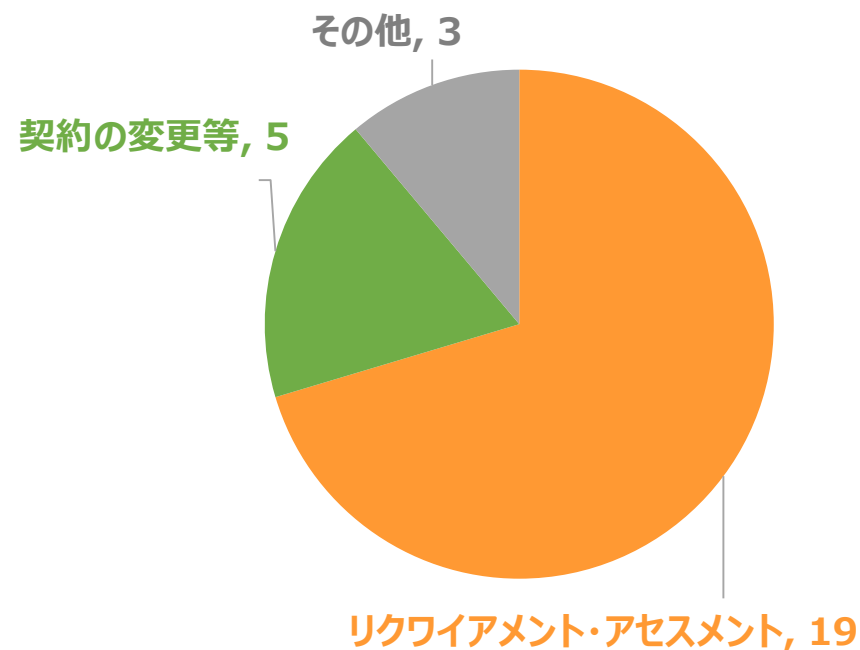
①意見の件数

- 募集要綱案および約款案に対して、**52者から合計242件**の意見をいただいた。
- 内訳は、**募集要綱に関する意見が215件、約款に関する意見が27件**であった。
- それぞれの意見の内訳は以下のグラフのとおり。

■ 募集要綱に関する意見の内訳



■ 約款に関する意見の内訳



2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

②意見募集を踏まえた対応方針

- 意見募集を踏まえて、募集要綱等の「**理解を深める主旨のご質問等**」については、今回の意見募集の回答の中でご質問に回答するとともに、**説明会やお問合せ対応において丁寧な説明**を行っていく。
- 「**明確化のご要望**」や「**応札判断に影響するご意見**」については、**募集要綱や約款へ反映**を行うとともに、業務マニュアル等においても同様に反映を行っていく。

ご意見の区分	意見数	対応方針
A.理解を深める主旨の質問等	165	意見募集の回答に加え、説明会やQAにおいて説明を行う
B.明確化の要望	11	趣旨は正しく伝わっているが明確化の観点から、募集要綱や約款の記載内容の変更、業務マニュアルへの反映等を行う
C.応札判断に影響する意見	66	多数の事業者から複数意見があり誤解を与える可能性があるため明確化が必要な意見や、趣旨の変更が必要な合理的な意見であり、募集要綱や約款の記載内容の変更、業務マニュアルへの反映等を行う

次項以降にて具体的にご説明

※制度変更の可能性があるご意見については、資源エネルギー庁のご意見を踏まえ回答

※応札価格や他市場収益の監視に関わるご意見については、電力・ガス取引監視等委員会のご意見を踏まえ回答

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

③ 応札判断に影響する意見の概観

- 応札判断に影響するご意見66件の内訳については、以下の**3種類**の意見であった。
- **約定結果公表日**や、参加登録時に提出が必要となる**接続検討回答書**や**蓄電池に係る事業計画**に関するご意見をいただいている。

文書	対象項目	ご意見	意見数
約款	リクワイアメント	(1) 約定結果公表日	5
	募集概要		
募集要綱	参加登録	(2) 接続検討回答書	33
	様式	(3) 蓄電池に係る事業計画	28
		-1 全般	7
		-2 廃棄物処理法上の広域認定取得	15
		-3 安全設計	5
		-4 発煙・発火の事故への対応	1

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（約定結果公表日）

項目	ご要望内容・回答案 ※一部要約	
募集概要 リクワイアメント <u>約定結果 公表日</u>		約定結果公表日について、「応札の受付期間終了から3か月後を目途」となっているが、リクワイアメントの 供給力提供開始期限 は、本契約締結日すなわち 約定結果公表日を起算日 として年度単位でアセスメントすることから、年度を跨ぐかどうかで影響が大きいため、 明示的に4月以降に設定 いただきたい。
	回答案	約定結果の公表日については、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて前後する場合がありますが、ご指摘の「供給力提供開始期限の始期への影響」を踏まえ、 「応札の受付期間」終了から3か月後を目途 とし、 応札年度の翌年度に公表 する旨、募集要綱に反映します。

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（接続検討回答書）

項目

ご要望内容・回答案 ※一部要約

電源等情報の登録における必要書類である接続検討回答書について、例えば蓄電池・揚水については**最低設備容量が1万kWから3万kWに変更**されており、今年度に向けて**1万kW以上3万kW未満で接続検討申込をしていた事業者**は、接続検討申込から接続検討回答書の発行まで通常5ヵ月程度要することを踏まえると、電源等情報の登録受付期間（10月21日～10月25日）に**間に合わない可能性**がある。昨年度と同様に、提出期限を応札直前まで延長することを希望。

参加登録

接続検討 回答書

回答案

本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、**事業実施能力を担保**するための方策として、**参加登録時**（具体的には電源等情報登録時）に**接続検討回答書の提出**を求めています。

初回オークションにおいては、制度上の要件化から参加登録までの期間が短かったことを踏まえ、**初回に限った緩和措置**として、全電源共通で、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、応札直前まで**提出期限を延長**しました。

第2回オークションにおいては、**本来ルールである参加登録時の提出が必要**と考えおりますが、初回オークションから参加登録の準備に**大きな影響を与える要件変更が行われた電源区分（蓄電池・揚水と一般水力）に限っては**、他電源との公平性の観点から、**合理的な範囲で緩和**することが望ましいと考えられるため、以下の緩和措置を講じ、募集要綱にも反映することと致します。

- 接続検討回答書の提出期限を、電源等情報登録期間の10月25日から**11月28日まで延長**する

※ 国の中間とりまとめ案公表（6月28日）を起点とし、接続検討回答書の発行までの標準期間5ヶ月を踏まえ設定

なお、接続検討回答書の提出期限延長に伴い電源等情報の審査期間以降のスケジュールについても、一部見直しを行います。

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（蓄電池に係る事業計画1/4）

項目	ご要望内容・回答案 ※一部要約	
参加登録 蓄電池に係る 事業計画 全般	使用されている用語の定義を明確化いただきたい。例えば、「廃棄物処理法上の広域認定取得」において証憑が求められている「蓄電システム」とは、 <u>どの装置が対象</u> とされているのか。	
	回答案	ご意見を踏まえ、「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の定義を様式に追加します。 また、その定義に整合するよう様式全体の用語等を修正します。 The diagram illustrates the hierarchical structure of a battery system. On the left, a single rectangle represents a 'セル (単電池)' (Cell). Below it, a 2x2 grid of rectangles represents a 'モジュール (単電池の集合体)' (Module). To the right, a green-bordered rectangle labeled '電池システム (複数のモジュール + BMS)' (Battery System) contains five modules and a 'BMS' block at the top. Further right, an orange-bordered rectangle labeled '蓄電システム (電池システム + PCS)' (Storage System) contains two battery systems and a 'PCS' block on the right side.

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（蓄電池に係る事業計画2/4）

項目		ご要望内容・回答案 ※一部要約
参加登録 蓄電池に係る 事業計画 廃棄物処理法 上の広域認定 取得		1. 廃棄物処理法上の広域認定について、採用予定のメーカーの認定取得を求めているところ、現時点のリチウムイオンに関する<u>認定事業者は限定的</u>であり、自由競争を阻害することになるため、以下のような<u>緩和を検討</u>願いたい。 ・参加登録時は、現在申請中の製造事業者における申請中書類を証憑として認める ・制度適用期間開始までに広域認定を取得する 2. オークション要件を満足するためだけに広域認定を取得し、廃棄蓄電池の回収・処理の実働を行わないことを防止すべき。 また、長期的な視点で系統用蓄電池事業に取り組む企業の成長を促すことも必要。 これらの観点から、認定事業者による<u>廃棄蓄電池の回収・処理を求める</u>ことを検討願いたい。
	回答案	1. 蓄電池は、相対的に準備作業の負担が小さいこと等から、電源間の競争条件を可能な限り共通化するために、国の審議会にて<u>補助金事業と整合</u>する形で条件の見直しが行われたところ、<u>適正なリサイクルと適正な廃棄を担保</u>するためには、廃棄物処理法上の<u>広域認定を取得</u>していることが適切であると考えております。 ただし、ご意見を踏まえ、電源等情報登録時点において広域認定を未取得の場合は、以下のように<u>提出期限を緩和</u>致します。 ・<u>電源等情報登録時</u>に、<u>環境省廃棄物規制課が申請書を受理</u>していることを確認できる書類を提出 ・<u>2025年1月9日まで</u>に<u>当該認定の取得を確認</u>できる書類を提出 2. ご意見を踏まえ、応札事業者が<u>広域認定を取得しているメーカーへ廃棄処分を委託</u><u>する</u>こととし、その旨を様式に反映します。

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（蓄電池に係る事業計画3/4）

項目		ご要望内容・回答案 ※一部要約
参加登録 <u>蓄電池に係る 事業計画</u> <u>安全設計</u>		リチウムイオンにおいて、「JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書」とあるが、 <u>4つの規格全ての類焼試験への適合</u> が求められるのか、 <u>いずれかで問題ないのか</u> 明記すべきと考える。
	回答案	<u>いずれかで問題ございません</u> ので、その旨を様式に反映します。

2. 募集要綱・約款に関する意見募集の結果と対応について

④具体的な意見内容（抄）（蓄電池に係る事業計画4/4）

項目		ご要望内容・回答案 ※一部要約	
参加登録 <u>蓄電池に係る 事業計画</u> <u>発煙・発火の 事故への対応</u>		「当該蓄電池モジュールメーカーより 全ての事故の原因と対策を示した資料を取得 」とあるが、全ての事故を記載するのは 現実的ではなく 、例えば「主要な事故10件の原因と対策」など、 事案数を特定 していただきたい。	
	回答案	ご意見を踏まえ、「全ての」を「 過去10年間の年間毎の事故件数と、主要な事故10件 について」に修正します。	

- 今回の意見募集でいただいた**明確化のご要望11件**、**応札判断に影響するご意見66件**について、国の中間とりまとめの意見募集結果と整合を図ったうえで、募集要綱と約款に**反映を行い**、**募集要綱と約款は9月初旬頃に公表**することを予定している。
- また、今回の意見募集では、電源等要件や提出書類に関する確認など、**理解を深める主旨のご質問も165件**と多数いただいている。
- これらについても、募集要綱と約款の公表に合わせ**意見募集の回答として公表**するとともに、今後の**業務マニュアル公表や説明会**を通じて、**丁寧にご説明**していきたい。

募集要綱および約款に係るスケジュール	
6/27	本検討会における募集要綱案および約款案の提示
7/17～7/30	募集要綱案および約款案の意見募集の実施
8月	意見募集結果を踏まえた対応
(本日)	本検討会における意見募集結果の報告
9月初旬頃 (予定)	募集要綱および約款の策定・公表

- 今回の**募集要綱や約款の公表**に加え、参加登録等の具体的な手続き方法を記載した**業務マニュアルの公表**を行い、事業者向けの説明会についても、制度概要説明会に加え、**制度詳細説明会、実務説明会**を開催したうえで、参加登録を開始する。
- また、本機関HP内の「**容量市場かいせつスペシャルサイト**」では、容量市場の制度概要やポイントについて**わかりやすく紹介**しているところ。**参加事業者**は、これまでの国の審議会やこれらの関連文書・説明会・公表情報等の内容を踏まえ、**あらかじめ参加登録・応札に必要な準備**を進めることになる。



【募集要綱】 第3章 募集概要（約定結果公表日）

<変更前>

1. 募集スケジュール

(略)

※「応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途に約定結果を公表します。

※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。



<変更後>

1. 募集スケジュール

(略)

※約定結果は「応札の受付期間」終了から3ヵ月後を目途とし、
応札年度の翌年度に公表します。

※公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合があります。

【募集要綱】 第4章 参加登録（接続検討回答書）

<変更前>

(7) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

(略)

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。また、接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません。また、接続検討回答書の発行日に依らず、接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合であれば、そのことがわかる書類を接続検討回答書とあわせて提出頂くことで、証憑として受け付けます。

(変動電源も同様)

<変更後>

(7) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

(略)

※1：電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出頂けない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加頂けませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下の通りです

- ・2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません）
- ・接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します。）
- ・属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類

ただし、水力電源および蓄電池に限り、電源等情報登録時に「接続検討回答書」の準備が整わない場合は、2024年11月28日まで「接続検討回答書」の提出を受け付けます。

(変動電源も同様)

【募集要綱】 第4章 参加登録（蓄電池に係る事業計画）

<変更前>

1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番

導入の可能性が最も高い蓄電池に関して、以下の内容を記載すること。

・蓄電池セル

	記載項目
種別 (リチウムイオン・NAS・ レドックスフロー 等)	
メーカー名	
型番	

・蓄電池部制御部分（BMS：バッテリーマネジメントシステム部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	

・電力変換装置（パワーコンディショナ部分）

	記載項目
メーカー名	
型番	

<変更後>

1. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番

導入の可能性が最も高い以下の製品に関して、以下の内容を記載し、以下に記載した蓄電システムの見積書を、添付資料 1 として、提出すること。メーカー・型番が存在しない場合は、記載は不要です。

・セル

	記載項目
種別 (リチウムイオン・NAS・ レドックスフロー 等)	
メーカー名	
型番	

・モジュール

(略)

・電池システム

(略)

・蓄電システム

(略)

・電池システム制御部分（BMS：バッテリーマネジメントシステム部分）

(略)

・蓄電システム制御部分（EMS：エネルギーマネジメントシステム部分）

(略)

・電力変換装置（パワーコンディショナ部分）

(略)

【募集要綱】 第4章 参加登録（蓄電池に係る事業計画）

<変更前>

2. 安全設計

- (1) 全ての蓄電池共通事項
(略)

(2) リチウムイオンのみ

・耐類焼性を有していることの第三者証明書等（※1）を、添付資料1として、提出すること。

※1 JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、IEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を提出すること（モジュール以上）。

なお、電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者証明書により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明すること。

(3) NASのみ

・火災安全性能を有する第三者証明書を、添付資料1として、提出すること。

<変更後>

2. 安全設計

- (1) 全ての蓄電池共通事項
(略)

(2) リチウムイオンのみ

・導入予定の蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC 62619により第三者認証を取得していることの証明書を、添付資料2として、提出すること。その上で、導入予定の蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）を、添付資料3として、提出すること。

(3) リユースのみ

・電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを2次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等を添付資料4として提出することにより、当該蓄電システムの類焼に関する安全性を証明すること。

(4) NASのみ

・類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等を添付資料5として提出することにより、類焼に関する安全性を証明すること。

【募集要綱】 第4章 参加登録（蓄電池に係る事業計画）

<変更前>

3. 発煙・発火の事故への対応

・国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより全ての事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料2として、提出すること。

4. 公衆安全の確保

・消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うこと。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。

5. セキュリティ対策

・「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドラインVer2.0（令和元年12月27日）」や、「電力制御システムセキュリティガイドライン」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。

6. 地元調整の状況

・設置する土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を、添付資料3として、提出すること。

<変更後>

3. 発煙・発火の事故への対応

・国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合は、当該蓄電池モジュールメーカーより、過去10年間の年間の事故件数と、主要な事故10件について、事故の原因と対策を示した資料を取得し、添付資料6として、提出すること。

4. 公衆安全の確保

・消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うこと。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。

5. セキュリティ対策

・「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行う場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。

6. 地元調整の状況

・設置する土地の地権者、立地自治体や近隣の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地自治体・住民・事業者の御理解を得ていることについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）を、添付資料7として、提出すること。

【募集要綱】 第4章 参加登録（蓄電池に係る事業計画）

<変更前>

7. 廃棄物処理法上の広域認定取得

・採用予定の蓄電システムの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物処理法上の広域認定において、蓄電池関連製品での認定を取得していることの証憑を、添付資料4として、提出すること。



<変更後>

7. 廃棄物処理法上の広域認定取得

・採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）**上の広域認定において、**本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システム**のいずれかについて認定を取得していることの証憑を、添付資料8として、提出すること。当該認定を未取得の場合は、電源等情報登録の期間に、広域認定制度申請の手引き

(<https://www.env.go.jp/content/900534135.pdf>) 第2章2.1 (3) のとおり、環境省廃棄物規制課が受理していることを確認できる書類を、添付資料9として提出し、2025年1月9日までに当該認定を取得したことを確認できる書類を、添付資料10として、提出すること。

・当該蓄電システムを廃棄する場合には、1. で記載した当該認定を取得しているメーカー（当該メーカーから事業承継があった場合は、引き継いだメーカー。セル・モジュール・電池システム・蓄電システムで異なるメーカーが広域認定を取得している場合、蓄電システムのメーカー・電池システムのメーカー・モジュールのメーカー・セルのメーカーの順に優先する。）が存在する限り、当該メーカーに委託して廃棄処分すること。当該メーカーが存在しない場合は、適切にリサイクルできる廃棄物処理法上の処分業の許可業者へ委託して廃棄処分すること。これを遵守する場合には、右欄のボックス□を☑に変更すること。

・本制度における落札事業者から蓄電システムについて廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類を当該メーカーから取得し、添付資料11として、提出すること。

【募集要綱】 第4章 参加登録（蓄電池に係る事業計画）

<変更前>

8. レジリエンス

- ・異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料を、添付資料5として、提出すること。
- ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料を、添付資料6として、提出すること。



<変更後>

8. レジリエンス

- ・異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料を、添付資料1.2として、提出すること。
- ・蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料を、添付資料1.3として、提出すること。

(参考) 定義

本事業計画における「セル」、「モジュール」、「電池システム」、「蓄電システム」の用語は、下記の図を前提としています。

